

消費生活センターってどんなところ？

消費者は、事業者に比べて情報量や交渉力に格差があるため、商品・サービスを選ぶときや契約の際にトラブルになることがあります。消費者が適正に商品などを選ぶことができ、被害に遭ったときは救済されるよう、消費生活センターは消費者を支援する仕事をしています。

①相談の受け付け・対応(助言・あっせん・紹介)

消費生活センターには、架空請求やインターネット関連のトラブル、投資関連の相談、借金返済に関する悩みなどが寄せられています。対応には消費生活の専門資格を持つ相談員が応じています。

皆さんの悩み事の解決に向け、迅速に対応できるよう毎日2人の相談員が勤務しています。相談は来所による面談か電話で受け付け、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行っています。弁護士などの法律家へ案内したり、専門機関を紹介したりすることもできます。

②相談は無料、秘密は守られます

誰でも、人に自分の悩みを相談することは勇気があることです。相談員は相談者の立場に立ってじっくり話を

こんなときは
相談を！

3日前に契約したエステ。やっぱり解約したい……。



メールで記憶にない請求がよく届くんだよな……。



聞きますので、安心して相談してください。個人情報外部に漏れることはありません。また費用は無料で、何度でも相談できます。

③出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や職員が地域へ出向いて、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントなどを紹介する、出前講座を開催しています。またさまざまな啓発リーフレットを用意し、配布などを通して消費者問題の情報提供も行っています。

④消費生活センターを利用してください

消費生活に関する悩みや心配事があるときは、一人で悩まず相談してください。そのほか「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」というときも、問い合わせてください。

時間／月～金曜日 午前9時～午後4時

※祝日、年末年始を除く。

場所／青年の家1階(商工観光課内)

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)